

名」「官名」「國名」と記せる外は、「何は何の名」とあるは皆「何は何の義」と解すべきこと毫末も疑を容れずと斷ぜらるゝなり、然らば謹みて教を請はん、同語解に「蒲割顛公主名也」とあり、此の場合に於て蒲割顛とは契丹語にて公主の義なりや。「烏魯古阿里只……二馬名也」とありまた「果下馬馬名」とあり、此の場合に於て烏魯古阿里只是二馬の義なりとの意なりや。また龍眉宮の説明中に、金齧箭なる語あり、其の解釋に曰く「齧測角切箭名」と、此の場合に於て齧は箭なる義なりとの意なりや。瓦里、抹里は共に「官府名」とあり、此の場合に於ても瓦里も抹里も共に官府の義なりとの意なりや(註して曰く官府名とは勿論學士の曰はるゝ「官名」にはあらず)、余は學士の說に従がひて遼史國語解の説明を解釋せんとすれば、こゝに列擧せるものゝ外に自からは解し能はざる多くの類例に遭遇するに苦しまずんばあらず、幸に高教を得て此の惑を解くを得ん。

然れども余はもとより國語解に見ゆる「何は何の名」とあるを、「何は何の義」と解し能はずとはいふものに非ず、前稿に於て「虜は軍隊の義なりとも解釋せられざるにも非ず」と記せるは即ち之が爲にして、たゞ其の地名・官名・國名等とある外のすべてが「何は何の義」なりと解かざる可らずとの考には同じ能はざるのみ。蓋し「名」なる文字は事物の或る特種の名にも用いられ、また總體の名にも用いられ、而して其の總體の名として用いられたる時に於ては之を「義」と解し得べく、特種の名として用いられたる時はしか解し得べきに非ず、之を遼史國語解の例に就いて考がふるに、學士の摘出せられたる「墮瑰門名」といふは、誠に白鳥博士の説かるゝが如く「duka, は門の義」なりと解釋すべきならん、此の場合に於ては「門名」とは或る特種の門の意に非ずして、如何なる門にても duka と稱ぶを以てなり、則ち「名」なる文字は門の總體の名として用いられたればなり、「撒刺酒樽名」と